

## 「飼料用米多収日本一」実施要領

### 1. 趣旨

飼料用米については、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）に定める生産努力目標の確実な達成及び「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月閣議決定）に定める、10年後に担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減させるというKPIの実現に向け、生産性を向上させるための取組が重要である。

これらの目標実現に向けて、飼料用米生産農家の生産にかかる技術水準の向上を推進するため、「飼料用米多収日本一」を開催し、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する。

### 2. 実施主体

本事業は、一般社団法人日本飼料用米振興協会及び農林水産省の共催により行う。

また、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会及び協同組合日本飼料工業会が後援することとする。

### 3. 事務局

事務局は、一般社団法人日本飼料用米振興協会に置くこととする。

### 4. 対象地域

全都道府県を対象とする。

### 5. 表彰区分

表彰区分に次の2部門を設けるものとする。

- (1) 単位収量の部
- (2) 地域の平均単収からの増収の部

### 6. 参加資格

次の要件を全て満たす経営体であること

- (1) 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という）IVの第2の3の交付対象者あるいはそれに相当する取組を行う者であって、多収品種（※1）の飼料用米の生産を行い、かつ、その生産面積がおおむね1ha以上であること。
- (2) 日頃から生産技術の改善に努め、飼料用米の単収が地域の平均より相当程度高くなることが見込まれること。

- (3) 生産コストの低減や規模拡大など、生産性の高い経営に取り組んでいること。
- (4) 区分管理方式による出荷(※2)を行っており、実施要綱様式第12-2等の根拠書類によって生産面積及び出荷数量の確認を行うことができること。
- (5) 原則として過去3年以内に「飼料用米多収日本一」において農林水産大臣賞を受賞していないこと。

※1 需要に応じた米生産の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙3の第4の3に規定する品種

※2 需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第4に規定する出荷方式

## 7. 参加申込み及び必要書類の提出

- (1) 参加を希望する経営体は、生産年の6月末日までに参加申込書(別記様式1)を実施要綱Ⅲの1の(1)に定める営農計画書等の根拠書類の写しとともに、各地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局)に設置する飼料用米多収日本一ブロック事務局(以下「ブロック事務局」という。)(別紙1)へ提出すること。
- (2) ブロック事務局は、提出のあった参加申込書(別記様式1)を取りまとめ、参加資格を満たしているものについて、生産年の7月末日までに事務局に報告すること。
- (3) 参加申込みを行った経営体は、生産数量が確定次第速やかに、実施要綱様式第12-2に記載した生産面積及び収穫量等を基に、生産数量報告書(別記様式2)を作成し、実施要綱様式第12-2等の根拠書類の写しと共にブロック事務局に提出すること。
- (4) ブロック事務局は、提出された生産数量報告書(別記様式2)を取りまとめ、生産年の翌年の2月10日までに事務局に報告すること。

## 8. 審査

### (1) 審査委員会

飼料用米多収日本一の審査を実施するため、事務局が委嘱した学識経験者等をもって構成する審査委員会を設置する。

### (2) 審査項目

審査は、次に定める事項について、生産技術の向上あるいは生産コストの低減等、生産性の高い経営に取り組んでおり、先進的で他の経営体の模範となりうるものであるか否かを総合的に判断するという視点で進めるものとする。

①申請者が自ら経営する水田に作付けした全ての多収品種の10a当たり収穫量(※3)

②生産コスト低減の取組

※3「10a当たり収穫量」とは、実施要綱様式第12-2に記載された生産面積及び収穫量から算出されるものをいう。

### (3) 審査方法

審査委員会は、参加申込のあった出品調査書に記載された内容等に基づいて、8の(2)の審査項目に係る審査を行うとともに、必要に応じてブロック事務局による現地調査を行い、総合的に判断して受賞者を決定するものとする。

## 9. 褒賞の区分

褒賞の区分は次のとおりとする。

- ・農林水産大臣賞
- ・政策統括官賞
- ・全国農業協同組合中央会会長賞
- ・全国農業協同組合連合会会長賞
- ・協同組合日本飼料工業会会長賞
- ・日本農業新聞賞

## 10. 表彰

(1) 参加申込みのあった経営体のうち、審査委員会で審査し、特に優秀と認められた経営体に対し、農林水産大臣賞を授与する。

(2) 参加申込みのあった経営体のうち、優秀と認められた経営体に対し、政策統括官賞、全国農業協同組合中央会会長賞、全国農業協同組合連合会会長賞、協同組合日本飼料工業会会長賞、日本農業新聞賞のいずれかを授与する。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては夫婦連名で表彰することができる。

- ①家族経営協定を締結していること。
- ②推薦書などにおいて経営主の配偶者の作業分担、従事日数などがおおむね5割に達していると確認できること。
- ③普及指導センター、または農林漁業についての類似の普及指導組織などによる意見書が添付されていること。

## 11. 日程

5月上旬	応募開始
6月末日	応募締切
翌年2月上旬	生産数量報告書提出
2月中旬	審査
3月上旬	表彰

## 附則

(施行期日)

この通知は、平成28年4月4日から施行する。

## 別紙1

## 飼料用米多収日本一 ブロック事務局一覧

ブロック		事務局	郵便番号	住所、電話番号
北海道	北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課	064-8518	札幌市中央区南22条西6-2-22 TEL 011-330-8807
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北農政局生産部生産振興課	980-0014	仙台市青葉区本町3-3-1 TEL 022-221-6179
関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県	関東農政局生産部生産振興課	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館) TEL 048-740-0409
北陸	新潟県 富山県 石川県 福井県	北陸農政局生産部生産振興課	920-8566	金沢市広坂2-2-60 (金沢広坂合同庁舎) TEL 076-232-4302
東海	岐阜県 愛知県 三重県	東海農政局生産部生産振興課	460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL 052-223-4622
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿農政局生産部生産振興課	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎) TEL 075-414-9020
中国 四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	中国四国農政局生産部生産振興課	700-8532	岡山市北区下石井1-4-1 (岡山第2合同庁舎) TEL 086-224-9411
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	九州農政局生産部生産振興課	860-8527	熊本市西区春日2丁目10番1号 (熊本地方合同庁舎) TEL 096-300-6212
沖縄	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館) TEL 098-866-1653

別記様式 1

「飼料用米多収日本一」参加申込書

平成 年 月 日

氏名（ふりがな）

（集団の場合は集団名及び代表者名）

住所

電話番号

「飼料用米多収日本一」実施要領 7 の（1）に基づき、別添の出品調査書を添えて、「飼料用米多収日本一」に申し込みます。

「飼料用米多収日本一」 出品調査書

【各項目の記載は、地域再生協議会等へ提出の営農計画書等を元に記載願います】

1. 28年産の経営概要

(1)氏名(集団名:代表者名)	
(2)品種名	※複数の多収品種を作付けしている場合は、以下項目の記載も品種別に書き分けて下さい。
(3)飼料用米作付面積(※1)	
(経営全体の全水稻作付面積)	
(全経営面積)	

※1「営農計画書等」に記載された多収品種の面積

【参考】 (4)前年(27年)産の多収性専用品種の 全収穫量(※2)	
・10a当たりの収量(a)	
(地域の基準単収(b))	
(地域の作況指数(c))	
・基準単収との比較 ( $a - (b \times c \div 100)$ )	

※2 27年産で提出済の経営所得安定対策等実施要綱の様式第12-2号等の「飼料用米」欄の「玄米」「もみ(0.8の係数を乗じて玄米換算した重量)」の合計収量

2. 28年産の収量向上の取組

(1)品種の選択	
・選択した理由	
・種子入手方法	
・種子消毒	

(2) 施肥 (銘柄、成分、投入量(kg/10a))	
・土壌改良資材 (kg/10a)	
・基肥 (kg/10a)	
・追肥 (kg/10a)	

### 3. 28年産の生産コスト低減の取組

(1) 播種形式(移植・直播等)	
(2) 堆肥や安価な肥料の活用	
(3) 防除(除草、病害虫)	
(4) 輪作等の状況 (品目名)  ※必要に応じて行を追加	(26年産) ○○(品目名)
	(27年産) ○○(品目名)
	(28年産) 飼料用米
(5) 乾燥・調製 (ライスセンターやカントリーエレベーター等の共同施設利用等)	
(6) 規模拡大 (農地集積・団地化等)	

### 4. その他

・特記事項 (流通経費削減の取組の工夫や、 地域農業(地域JA、集落営農組合) との関わり等)	
--	--

添付資料: 28年産の営農計画書の写し

別記様式 2

「飼料用米多収日本一」生産数量報告書

平成 年 月 日

飼料用米多収日本一 ○○ブロック事務局 殿

氏名（ふりがな）

（集団の場合は集団名及び代表者名）

住所

電話番号

「飼料用米多収日本一」実施要領 7 の（3）に基づき、別添の生産数量報告書を添えて、提出します。



## 「飼料用米多収日本一」生産数量報告書

【各項目の記載は、地域再生協議会等に提出している営農計画書等を元に記載願います】

## 1. 申込者氏名・住所

氏名(集団名:代表者名)	
--------------	--

## 2. 作付品種・面積

(1) 品種名	※複数の多収品種を作付けしている場合は、以下項目の記載も品種別に書き分けて下さい。
(2) 飼料用米作付面積(※1)	
(経営全体の全水稻作付面積)	
(全経営面積)	

※1 経営所得安定対策等実施要綱の様式第12-2号等の「飼料用米」欄の「玄米」「もみ」の合計面積(多収品種の面積)

## 3. 生産数量

当年(28年)産の多収品種 の全収穫量(※2)	
・10a当たりの収量(a)	
(地域の基準単収(b))	
(地域の作況指数(c))	
・基準単収との比較 ( $a - (b \times c \div 100)$ )	

※2 経営所得安定対策等実施要綱の様式第12-2号等の「飼料用米」欄の「玄米」「もみ(0.8の係数を乗じて玄米換算した重量)」の合計収量

## 4. その他

・特記事項があれば記載	
-------------	--

添付資料: 経営所得安定対策等実施要綱の様式第12-2号等の根拠書類の写し